

発掘調査の費用負担について

佐倉市 魅力推進部 文化課（令和6年4月改正）

1. 発掘調査の種類について

	県への進達前に実施	県からの通知の後に実施（発掘調査）	
	試掘	確認調査	本調査
調査面積	調査対象範囲の 約1%	調査対象範囲の 約10%	確認調査の結果に基づいて決定
費用	市費	2. 発掘調査の費用について を参照	
備考	現地踏査や過去の調査結果により埋蔵文化財の状況が確認できる場合は、試掘を実施しないこともある。	調査対象範囲に調査区を設定し、埋蔵文化財の範囲、内容を把握する。	住居跡その他の遺構及び出土遺物について記録を作成する。

*調査対象範囲……事業範囲のうち、埋蔵文化財包蔵地に含まれる部分

2. 発掘調査の費用について

発掘調査費用は受益者負担の原則があるため、工事主体者（施主）の負担となります。

ただし、下記のように、調査費用（発掘調査に直接かかる費用）が国庫補助対象や県費補助対象となる場合もあります。

【主な事例】

- ・個人による専用住宅建設工事……確認調査費用及び本調査費用が補助対象です。
- ・個人及び民間企業による工事……確認調査費用が補助対象です。

調査に直接かかる経費とは、発掘調査作業員賃金、消耗品費、表土掘削の重機代等です。
調査のために行う整備（除草、樹木伐採、既存の工作物の撤去等）の費用は補助対象ではありません。

*費用負担については、予算や補助金の状況により変更となる可能性があります。
詳細は担当職員にお問い合わせください。

お問い合わせ:佐倉市 魅力推進部 文化課(043-484-6192)